

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	株式会社タクマ
【英訳名】	TAKUMA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 手島 肇
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号
【縦覧に供する場所】	株式会社タクマ東京支社  (東京都中央区東日本橋一丁目1番7号(野村不動産東日本橋ビル内)) (平成23年5月6日より、東京支社所在地は東京都中央区日本橋一丁目2番5号(栄太楼ビル内)から上記のとおりに移転しております。)  株式会社タクマ中部支店  (名古屋市中村区名駅三丁目22番8号(大東海ビル内))  株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長手島肇は、当社の第107期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。